

障がい福祉サービス

サービスの種類		内 容
介 護 給 付	居宅介護㊟・㊿	自宅で、生活を営むことができるよう身体介護（入浴、排せつ、食事など）、家事援助（調理、洗濯及び掃除など）を行います。
	重度訪問介護㊟	重度の肢体の不自由な方で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護㊟・㊿	視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の介護など援助を行います。
	行動援護㊟・㊿	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援 ㊟・㊿	介護の必要がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。
	短期入所㊟・㊿	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護㊟	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護㊟	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援㊟	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練㊟ (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活が出来るよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援㊟	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援㊟ (雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援㊟	就労継続支援等サービスを利用し、通常の事業所に雇用された方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助㊟	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助㊟	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
相 談 支 援	計画相談支援㊟・㊿	障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。また定められた期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行うとともに、計画の見直しを行います。
	地域移行支援㊟	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援㊟	居宅において単身等で生活する障がい者の方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

※表中の「㊟」は「障がい者」、「㊿」は「障がい児」であり、それぞれが利用できるサービスです。

障害児通所支援

通所支援の種類		内 容
障害児通所支援	児童発達支援	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行ったりします
	医療型児童発達支援	児童発達支援に併せて治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象に、放課後等において、生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

地域生活支援事業

事業の種類		内 容
地域生活支援	移動支援事業㊸・㊹	重度の障がいのある方等が社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。
	日中一時支援事業㊸・㊹	日中における活動の場を提供することにより、障がいのある方の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

※表中の「㊸」は「障がい者」、「㊹」は「障がい児」であり、それぞれが利用できるサービスです。